

余金の分配をいう。ハ及び次項第二号イにおいて同じ。)に関する決議に係るものに限る。ロにおいて同じ。)の数(当該外国関係会社と居住者又は内社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零)及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

#### ハ 省略

#### 二・三省略

四 外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である一の同族株主グループ(第六十六条の六第一項第四号に規定する同族株主グループをいう。)に属する連結法人(外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合又は他の外国関係会社(連結法人との間に実質支配関係があるものに限る。)の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零を超えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる連結法人を除く。)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一省略

#### 二 特定外国関係会社 次に掲げる外国関係会社をいう。

#### イ 次のいずれにも該当しない外国関係会社

(1)・(2)省略  
(3) 外国子会社(当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの)

(4) 特定子会社(前項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社(当該連結法

余金の分配をいう。ハにおいて同じ。)に関する決議に係るものに限る。ロにおいて同じ。)の数(当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零)及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

#### ハ 同上

#### 二・三 同上

四 外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である一の同族株主グループ(第六十六条の六第一項第四号に規定する同族株主グループをいう。)に属する連結法人(外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零を超えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる連結法人を除く。)

#### 2 同上

#### 一 同上

#### 二 同上

#### イ 同上

#### (1)・(2) 同上

人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他政令で定める要件に該当するもの

（5） その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他政令で定める要件に該当するもの

口 その総資産の額として政令で定める金額（口において「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第七号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社にあつては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいづれか多い金額の割合とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六号として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。）が百分の三十を超える外国関係会社（総資

口 その総資産の額として政令で定める金額（口において「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第七号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社にあつては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいづれか多い金額の割合とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六号の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。）が百分の三十を超える外国関係会社（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に相

産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。同項において同じ。）、貸付金その他資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係会社に限る。）

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

- (1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、前項各号に掲げる連結法人その他これらの人準ずる者として政令で定めるものをいう。（2）において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

- (2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

二 第六十六条の六第二項第二号ニに掲げる外国関係会社

三 対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国關係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものと含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1) (2) 省略

(3) 航空機の貸付けを主たる事業とする外國関係会社のうちその役員又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事してい

規定する有価証券をいう。同項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外國関係会社に限る。）

ハ 第六十六条の六第二項第二号ハに掲げる外國関係会社

三 同上

イ 同上

(1) (2) 同上  
(3) 航空機の貸付けを主たる事業とする外國関係会社のうちその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）又は使用人がその本店所在地国において

ることその他の政令で定める要件を満たすもの

航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

口省略  
ハ各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。）その事業を主として当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、前項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合

四・七省略  
(2)省略

3 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係会社が前項第二号イ(1)から(5)までのいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イ(1)から(5)までに該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号イ(1)から(5)までに該当しないものと推定する。

4・5省略

6 第一項各号に掲げる連結法人に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日

口同上  
ハ同上

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。）その事業を主として当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該外国関係会社に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる連結法人その他これらのに準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合

四・七同上  
(2)同上

3 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係会社が前項第二号イ(1)又は(2)に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イ(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号イ(1)に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係会社は同号イ(1)又は(2)に該当しないものと推定する。

4・5同上

6 第一項各号に掲げる連結法人に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日

から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合は政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちその連結法人が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその連結法人と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十二において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

#### 一〇七 省略

七の二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号リにおいて同じ。）の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）による対価の額（主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）による対価の額、その本店所在地国にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）による対価の額及びその本店所在地国においてその役員又は使用者が固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号リにおいて同じ。）を的

から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合は政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちその連結法人が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその連結法人と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十二において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

#### 一〇七 同上

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）による対価の額（主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）による対価の額、その本店所在地国にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）による対価の額及びその本店所在地国においてその役員又は使用者が固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）を的

確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

#### 九・十 省略

十一 イからルまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外國関係会社の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るヲに掲げる金額を控除した残額

#### イート 省略

##### 第七号の二に掲げる金額

リ省略  
ヌ省略  
ル省略

前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外國関係会社の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額（清算外國金融子会社等の特定清算事業年度にあっては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外國金融子会社等の特定清算事業年度にあっては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあっては、特定金融所得金額がないものとのとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外國関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

#### 九・十 同上

十一 イからヌまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外國関係会社の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るルに掲げる金額を控除した残額

#### イート 同上

チ  
リ  
ヌ  
ル  
同  
上  
上

前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外國関係会社の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額（清算外國金融子会社等の特定清算事業年度にあっては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外國金融子会社等の特定清算事業年度にあっては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあっては、特定金融所得金額がないものとのとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をい。

**第六十八条の九十一** 前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。）

以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）の所得に対し

て課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額（政令で定める外

國法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外國関係会社の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係会社の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該外國関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するもの（当該個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外國法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外國法人税の額につき」とあるのは、「外國法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人の外國関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六条の七第一項（内國法人の外國関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外國関係会社の所得に対して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」と

」とする。

**2 内国法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）に**

おいて、当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外國関係会社の同条第一項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外國関係会社の同条第六項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外國関係会社の同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合におい

**第六十八条の九十一** 前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外國関係会社（同条第二項第一号に規定する外國関係会社をいう。）

以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）の所得に対し

て課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該外國関係会社の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係会社の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該外國関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するもの（当該個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外國法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外國法人税の額につき」とあるのは、「外國法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人の外國関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六条の七第一項（内國法人の外國関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外國関係会社の所得に対して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」と

」とする。

**2 内国法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）に**

おいて、当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外國関係会社の同条第一項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外國関係会社の同条第六項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外國関係会社の同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合におい

て、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外国関係会社の所得に對して外國法人税が課されるとき（前項に規定する政令で定める外國法人税にあつては、政令で定めるとき）は、当該外國関係会社の当該課税対象金額、当該部分課税対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額は前項に規定する外國関係会社の個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額と、同号に規定する外國関係会社の所得に對して課される当該外國法人税の額（同項に規定する政令で定める外國法人税にあつては、政令で定める金額）は同項に規定する外國関係会社の所得に對して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 13 省 略

#### 第六十八条の九十二 省 略

12 2 11 省 略

12 連結法人が第八項から第十項までに規定する外國法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額（第六十六条の八第十一項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

省 略

14 13 第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定は、個別課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書の提出があり、かつ第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により益金の額に算入されない剩余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない

て、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外國関係会社の所得に對して外國法人税が課されるときは、当該外國関係会社の当該課税対象金額、当該部分課税対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額は前項に規定する外國関係会社の個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額と、同号に規定する外國関係会社の所得に對して課される当該外國法人税の額は同項に規定する外國関係会社の所得に對して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 13 同 上

#### 第六十八条の九十二 同 上

12 2 11 同 上

12 連結法人が第八項から第十項までに規定する外國法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額（第六十六条の八第十一項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

同 上

14 13 第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定は、個別課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書に当該個別課税済金額、個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は課税済金額、間接配当等（第六十六条の八第十一項第一号に規定する間接配当等をいう。）若しくは間接課税済金額（次項において「個別課税済金額等」という。）に関する明細書の添付があり、かつ、第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により益金の額に算入されない剩余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない

金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

16|15  
省略

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に  
係る所得の課税の特例

第六十八条の九十三の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの人と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を間接に有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この条において「外国関係法人」という。）のうち、特定外國関係法人又は対象外國関係法人に該当するものが、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外國関係法人又は対象外國関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請

確定申告書等に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定の適用を受ける金額は、当該申告に係るその適用を受けるべき金額に限るものとする。

15  
税務署長は、第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の適用を受けるべきこととなる金額又は個別課税済金額等の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない連結確定申告書等又は同項に規定する確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を適用することができる。

17|16  
同上

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に  
係る所得の課税の特例

第六十八条の九十三の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの人と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項、第六項及び第八項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を間接に有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この条において「外国関係法人」という。）のうち、特定外國関係法人又は対象外國関係法人に該当するものが、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外國関係法人又は対象外國関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請

求権（第六十六条の九の二第一項に規定する請求権をいう。第六項及び第八項において同じ。）の内容を勘査して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四において「個別課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 特定外国関係法人 次に掲げる外国関係法人をいう。

イ 次のいずれにも該当しない外国関係法人

(3) 外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等（第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等をいう。）の額の割合が著しく高いことその他政令で定める要件に該当するもの。

(4) 特定子法人（特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人（当該連結法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。）及び(5)において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地国で

してその株式等の請求権（第六十六条の九の二第一項に規定する請求権をいう。第六項及び第八項において同じ。）の内容を勘査して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四において「個別課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 同上

一・二 同上

三 同上

イ 同上

(1)・(2) 同上

行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いこと、その他の政令で定める要件に該当するもの。

(5)

口 その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの。

口 その総資産の額として政令で定める金額（口において「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」）に対する第六項第一号から第七号まで及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあつては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額に相当する金額のうちいづれか多い金額の割合とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあつては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額のうちいづれか多い金額の割合とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。）が百分の三十を超える外国関係法人（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。同項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係法人に限る。）

ハ

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法

人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの方に

口 その総資産の額として政令で定める金額（口において「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあつては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額のうちいづれか多い金額の割合とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。）が百分の三十を超える外国関係法人（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。同項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係法人に限る。）

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法

人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの方に

準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。)以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。

(2)において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額(関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料(非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。)の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

## 二 第六十六条の九の二第二項第三号ニに掲げる外国関係法人

### 四〇七省略

八 外国金融関係法人 その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。)又は保険業を行う部分対象外国関係法人でその本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらのこと業を的確に遂行するため通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの(以下この号において「外国金融機関」という。)及び外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係法人をいう。

### 3

国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係法人が前項第三号イ(1)から(5)までのいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イ(1)から(5)までに該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イ)の規定の適用については、当該外国関係法人は同号イ(1)又は(2)に該当する部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係法人は同号イ(1)から(5)までに該当しないものと推定する。

## ハ 第六十六条の九の二第二項第三号ハに掲げる外国関係法人

### 四〇七同上

八 外国金融関係法人 その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。)又は保険業を行う部分対象外国関係法人でその本店所在地国においてその役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。)又は使用人がこれらのこと業を的確に遂行するため通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの(以下この号において「外国金融機関」という。)及び外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係法人をいう。

### 3

国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係法人が前項第三号イ(1)又は(2)に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イ(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イ)に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係法人は同号イ(1)又は(2)に該当しないものと推定する。

6 特殊関係株主等である連結法人に係る部分対象外国関係法人（外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘査して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

## 一五七 省略

## 七の二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

八 固定資産（政令で定めるものをして政令で定めた八の九十三の四において同じ。）の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）による対価の額（主としてその本店所在地国に

6 特殊関係株主等である連結法人に係る部分対象外国関係法人（外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘査して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

## 一五七 同上

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号ヲにおいて同じ。）の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）による対価の額（主としてその本店所在地国に

おいて使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地国にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）による対価の額及びその本店所在地国においてその役員又は使用者人が固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号リにおいて同じ。）を的確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係法人が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

#### 九・十 省略

十一 イからルまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外國関係法人の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るヲに掲げる金額を控除した残額

#### チ 第七号の二に掲げる金額

#### リ 省 略

#### ナル 省 略

前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外國関係法人の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額（清算外國金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外國金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該各事業年度のうち特

おいて使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地国にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）による対価の額及びその本店所在地国においてその役員又は使用者人が固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）を的確に遂行するためには通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外國関係法人が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

#### 九・十 同 上

十一 イからヌまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外國関係法人の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るルに掲げる金額を控除した残額

#### イ ムト 同 上

#### リ 同 上

#### ナル 同 上

前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外國関係法人の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額（清算外國金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外國金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事

定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとし、ものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

## 8514 省略

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係法人（同条第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）の所得に對して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額（政令で定める外國法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外國関係法人の個別課税対象金額に對応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係法人の個別部分課税対象金額に相当する（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係法人部の個別金融関係法人部分課税対象金額に對応するもの（当該個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係法人部の個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外國法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外國法人税の額につき」とあるのは、「外國法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外國関係法人の所得に對して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

## 2 特殊関係株主等である内国法人が、各事業年度（連結事業年度に該当

業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

## 8514 同上

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係法人（同条第一項に規定する外國関係法人をいう。以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）の所得に對して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該外國関係法人の個別課税対象金額に對応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係法人の個別部分課税対象金額に相当する（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額、当該外國関係法人部の個別金融関係法人部分課税対象金額に對応するもの（当該個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外國法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外國法人税の額につき」とあるのは、「外國法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外國関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外國関係法人の所得に對して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

する期間を除く。)において、当該内国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外国関係法人の同条第六項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外国関係法人の同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外国関係法人の所得に対して外国法人税が課されるとき(前項に規定する政令で定める外國法人税にあつては、政令で定めるとき)は、当該外國関係法人の当該課税対象金額、当該部分課税対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額は前項に規定する外國関係法人の個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額と、同条第一項に規定する外國関係法人の所得に対して課される当該外國法人税の額(前項に規定する政令で定める外國法人税にあつては、政令で定める金額)は前項に規定する外國関係法人の所得に対して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

### 第六十八条の九十三の四 省略

3  
3  
13 省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略

### 第六十八条の九十三の四 同上

3  
3  
13 同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上

6 第六十八条の九十二第六項、第七項及び第十四項の規定は、第一項から第三項まで及び第四項(前項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

する期間を除く。)において、当該内国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する外國関係法人の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外國関係法人の同条第六項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外國関係法人の同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該外國関係法人の所得に対して外國法人税が課されるときは、当該外國関係法人の当該課税対象金額、当該部分課税対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額は前項に規定する外國関係法人の個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額と、同条第一項に規定する外國関係法人の所得に対して課される当該外國法人税の額は前項に規定する外國関係法人の所得に対して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

第六十八条の九 十二第十四項	第六十八条の九 十二第七項						第六十八条の九 十二第六項第二号	第六十八条の九 十二第六項第一号	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	又は課税済金額	又は課税済金額（第六十 六条の九の四第四項第二 号に規定する課税済金額 をいう。次号及び次項に おいて同じ。）とみなす	個別課税済金額とみな す
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	又は課税済金額（第六十 六条の九の四第四項第二 号に規定する課税済金額 をいう。次号及び次項に おいて同じ。）とみなす	個別課税済金額（同項第 二号に規定する個別課税 済金額をいう。以下この 項、次項及び第十四項に おいて同じ。）とみなす	個別課税済金額（同項第 二号に規定する個別課税 済金額をいう。以下この 項、次項及び第十四項に おいて同じ。）とみなす

第六十八条の九 十二第十五項	同上	同上						同上	同上
までの規定の 第一項から第三項まで 及び第八項から第十項	同上	同上							
規定の 第六十八条の九十三の四 第一項から第三項までの	同上	又は課税済金額（第六十 六条の九の四第四項第二 号に規定する課税済金額 をいう。以下第十四項ま でにおいて同じ。）とみなす	個別課税済金額（同項第 二号に規定する個別課税 済金額をいう。以下第十 四项までにおいて同じ。）と みなす						

## 7511 省略

12 第六十八条の九十二第六項、第七項及び第十四項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九 十二第六項					
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	省略	省略	省略	省略	省略
前二年以内の各連結事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次項において同じ。）の個別間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）又は前二年以内の各連結事業年度（同条第十項第二号ロ	省略	省略	省略	省略	省略

## 7511 同上

12 第六十八条の九十二第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上					
同上	同上	同上	同上	同上	同上
前二年以内の各連結事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次項において同じ。）の個別間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）又は前二年以内の各連結事業年度（同条第十項第二号ロ	同上	同上	同上	同上	同上

前項	同条第六項において準用する前項
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第一項から第三項までの規定を

第六十八条の九 十二第六項第二号	第六十八条の九 十二第六項第一号	
省略	省略	省略 個別課税済金額又は課税済金額
省略	省略	省略 個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等(第六十六条の四第十項第一号に掲げる金額をいう。次号及び次項において同じ。) （若しくは間接課税済金額(同条第十項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。次号及び次項において同じ。）

十項第二号口に規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別間接課税済金額(同条第十項第二号口に規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）

同上	同上	同上
同上	同上	同上 個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等(第六十六条の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。) （若しくは間接課税済金額(同条第十項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）
同上	同上	同上 個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等(第六十六条の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。) （若しくは間接課税済金額(同条第十項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）

に規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別間接課税済金額(同条第十項第二号口に規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）

第六十八条の九 十二第十四項									第六十八条の九 十二第七項		
	省略		省略	省略							
	省略	省略	省略								
	省略	省略	省略								

第六十八条の九 十二第十五項			同上									同上		
までの規定を及び第八項から第十項まで	第一項から第三項まで	前項	第一項から第三項まで	までの規定を及び第八項から第十項まで	第一項から第三項まで	同上	同上	同上						
までの規定を及び第八項から第十項まで	第一項から第三項まで	前項	第一項から第三項まで	までの規定を及び第八項から第十項まで	第一項から第三項まで	同上	同上	同上						
までの規定を	同条第七項から第九項まで	用する前項	同条第十二項において準	規定の	第六十八条の九十三の四	第七項から第九項までの	第六十八条の九十三の四	第七項から第九項までの	第六十八条の九十三の四	第七項から第九項までの	第六十八条の九十三の四	同上	同上	同上